

第6次西条市障がい者福祉計画（素案）の概要

1 障がい福祉の現状と課題

本市では、障害福祉サービスの受給者は年々増加しているとともに、ニーズも多様化しています。また、障がい者の高齢化も進んでおり、地域におけるサービス提供の確保が重要です。全ての障がい者及び障がい児が、自ら選んだ場所で安心して社会生活を営むことができる「地域共生社会」の実現に向けて、関係機関が連携しながら、質の高いサービスが提供できる環境整備が求められており、乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージに応じて、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

2 計画策定の基本的な考え方

現計画である「第5次西条市障がい者福祉計画」は令和2年度末に計画期間終了を迎えることや、国の制度改正等、本市の障がい者（児）を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後、多様化していく障がい者（児）のニーズに対応したサービスを提供していくため、次期計画となる「第6次西条市障がい者福祉計画」を策定します。

次期計画においては、障がい者施策の理念や基本方針を定めた「障がい者基本計画」及び障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定することにより、誰もが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる西条市を目指します。

【障がい者基本計画の基本方針】

1. 啓発・広報の推進

すべての住民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を推進します。

2. 保健・医療の充実

障がい者の心身の健康を維持し、健やかな暮らしを支えるため、保健・医療施策の充実に努めます。

3. 教育・育成の充実

障がい者の個性を尊重し、個々の障がいの状況や特性に応じて、一人ひとりの能力や可能性を伸ばします。

4. 雇用・就業の確保

福祉的就労の場の確保・充実に努めるとともに、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。

5. 生活支援サービスの充実

障がい者の日々の生活を支援するため、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを提供します。

6. 生活環境の整備・充実

地域で安全に安心して暮らしていくために、支えあいのネットワークづくりを図り、バリアフリーなどに配慮した環境整備に努めます。

7. 学習、スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

外出やコミュニケーションへの支援等を通じて、障がい者が多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりを目指します。

8. 差別の解消、権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めるほか、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画における主な基本指針】

1. 施設入所者の地域生活への移行

- ・自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数が減少傾向にあることを踏まえた成果目標の見直し及び障がい者の重度化・高齢化に対応するための障害福祉サービスの機能強化を図ります。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を都道府県が設定する成果目標に追加します。

3. 障がい者の地域生活の支援

- ・地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実を目指します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

5. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

6. 相談支援体制の充実・強化等

- ・市町村又は圏域による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や地域の相談支援事業者の人材育成を支援します。

7. 障害福祉サービス等の質の向上

- ・福祉サービスの提供に係る人材研修の実施を推進します。

3 計画の推進及び検証

計画を着実に推進するため、方策の検討及び進捗状況の把握に努めるとともに、県・周辺自治体・関係機関と連携した人材の育成・確保、行政職員を含めた従事者のさらなる資質向上を図ります。

また、西条市障がい者自立支援協議会から計画の達成状況の点検・評価を受け、目標の達成に必要な助言・提言等をいただき、質の高い福祉施策の推進を目指します。